



全日三重

Vol-322
2019.2.27

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

土砂災害特別警戒区域等の指定及び解除について

今般、下記の市において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定及び解除されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区：①津市美里町

指定年月日：平成31年1月22日

告示番号：三重県告示 ①第36号、37号

指定地区：②桑名市上野 外 ③いなべ市員弁町市之原 外

指定年月日：平成31年2月5日

告示番号：三重県告示 ②第64号、66号 ③第65号、67号

指定地区：④亀山市野村一丁目 外

指定年月日：平成31年2月15日

告示番号：三重県告示 ④第90号、91号

指定・解除地区：⑤志摩市阿児町

指定・解除年月日：平成31年2月5日

告示番号：三重県告示 ⑤（指定）第68号、（解除）第69号

◆県公報：① <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000815372.pdf>

②・③・⑤ <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000816901.pdf>

④ <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000818368.pdf>

◆指定区域図など：http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm



■専任の宅地建物取引士の「専任性」とは

専任の宅地建物取引士は、「常勤性」と「専従性」の二つの要件を充たさなければなりません。
つまり、当該事務所に常勤して、専ら宅建業の業務に従事することが必要です。

※「専任」に当たらない例

- ・他の法人の常勤役員を兼任したり、別会社の会社員、公務員のように他の職業に従事している場合
- ・短時間のパートタイム従業員のように営業時間に宅建業者の事務所に勤務することができない状態にある場合
- ・通常の出勤が不可能な場所に住んでいる場合

注）当該法人の監査役は、会社法により取締役若しくは支配人その他の使用人との兼職が禁止されているため、専任の宅地建物取引士に就任することはできません。

<専任の宅地建物取引士の設置>

専任の宅地建物取引士は一つの事務所において業務に従事する者5名に1名以上と義務付けられており、その数が不足した場合は、二週間以内に新たに補充する等必要な措置をとらなければなりません。

松阪市 給水装置所有者の変更届について

松阪市上下水道部

土地の売買等により給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届の提出をお願いいたします。

様式は下記松阪市ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/jyougesuidou/shinseisho.html>

ご質問等は松阪市上下水道部 上水道建設課給水係（TEL 0598-53-4377）までお願いします。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。